

財政金融統計月報第793号租税特集の訂正について

記載内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

統計 Ⅲ. 法人税

P.125

28. 法人税制度の概要

【誤】（誤り部分に下線）

| | |
|---------------------------------|--|
| 租 税 の 特 別 減 免 | <p>(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（6%～10%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。</p> <p>イ 増減割合が5%超 9% + (増減割合 - 5%) × 0.3（10%を上限とする。）</p> <p>ロ 増減割合が5%以下 9% ± (5% - 増減割合) × 0.1（6%を下限とする。）</p> <p>なお、平成29.4.1～平成31.3.31の間に開始する各事業年度においては、上記イの税額控除割合の上限（10%）は、14%とする。</p> |
|---------------------------------|--|

【正】

| | |
|---------------------------------|--|
| 租 税 の 特 別 減 免 | <p>(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（6%～10%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。</p> <p>イ 増減割合が5%超 9% + (増減割合 - 5%) × 0.3（10%を上限とする。）</p> <p>ロ 増減割合が5%以下 9% - (5% - 増減割合) × 0.1（6%を下限とする。）</p> <p>なお、平成29.4.1～平成31.3.31の間に開始する各事業年度においては、上記イの税額控除割合の上限（10%）は、14%とする。</p> |
|---------------------------------|--|

P.136

30. 償却制度の概要

【誤】（誤り部分に下線）

| | |
|---|---|
| 減 価 償 却 の 対 象 資 産 | <p>① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置</p> <p>④ 船 舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具</p> <p>⑦ 工具、器具及び備品 ⑧ 鉱業権、特許権等<u>19</u>種類の無形固定資産 ⑨ 牛、馬、果樹等</p> |
|---|---|

【正】

| | |
|---|---|
| 減 価 償 却 の 対 象 資 産 | <p>① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置</p> <p>④ 船 舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具</p> <p>⑦ 工具、器具及び備品 ⑧ 鉱業権、特許権等<u>18</u>種類の無形固定資産 ⑨ 牛、馬、果樹等</p> |
|---|---|